

令和7・8年度 五泉市建設工事等入札参加資格審査申請要領

令和7・8年度において五泉市が発注する建設工事又は建設コンサルタント等業務の競争入札等に参加しようとする方は、五泉市建設工事入札参加資格審査規程及び下記の要領により申請してください。

1 前回定期申請時からの改正点①ー主観点の拡充ー

(1) 協力雇用主としての登録

協力雇用主として新潟保護観察所への登録の有無

- ・ 審査基準日：令和7年2月3日（定期申請受付開始日）
- ・ 主観点 ：＋5点

(2) 新潟県ハッピー・パートナー企業としての登録

新潟県が行う男女共同参画の推進に積極的な企業等としてのハッピー・パートナー企業の登録及びパパ・ママ子育て応援プラス認定の有無

- ・ 審査基準日：令和7年2月3日（定期申請受付開始日）
- ・ 主観点 ：新潟県ハッピー・パートナー企業登録 ＋5点
 ：パパ・ママ子育て応援プラスに認定 さらに＋5点（計＋10点）

(3) 女性の技術者の雇用

建業法第7条第2号イ、ロ又はハに基づく主任技術者になる資格を有する女性を1名以上雇用

- ・ 審査基準日：経審の審査基準日
- ・ 主観点 ：＋5点

※ 主観点を加算した格付認定は、建設工事5工種（土木・建築・電気・管・舗装）のみで行われます。

※ 申請方法は 9 提出書類等（主観点に関するもの）をご確認ください。提出は希望者のみです。

※ 上記いずれの主観的事項でも、審査は基準日時点のものになります。令和7年度以降、年度途中での受付は予定しておりません。

※ 前回（令和5・6年度）定期申請時に受付した「マイナンバーの取得又は交付申請の状況に関する主観点」は、廃止となります。

2 前回定期申請時からの改正点②ー入札整理番号の継続使用ー

電子入札の導入に伴い、令和5・6年度の名簿に登録があった方は、その入札整理番号（受付番号）を引き続き使用することとします。（申請書類等への記入は不要です。）

3 入札参加資格審査申請をすることができる方

資格審査申請をすることができるのは、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

- (1) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受け、その後の営業期間が1年に満たない者
- (2) 資格審査を申請しようとする建設工事において、建設業法第27条の23第1項に規定する客観的事項の審査を受けていない者
- (3) 資格審査を申請しようとする建設工事において、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていない者

- (4) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定により営業停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者
- ア 代表者等が暴力団員であると認められるとき
 - イ 暴力団であると認められるとき
 - ウ 暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき
- (6) 次のアからウまでに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く。）
- ア 雇用保険法第7条の規定による届出
 - イ 健康保険法第48条の規定による届出
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による届出

4 申請書の受付期間 及び 参加資格の有効期間

区分	申請書の受付期間	資格の有効期間
定期申請	令和7年2月 3日から 令和7年2月28日まで	令和7年4月 1日から 令和9年3月31日まで
随時申請	上記定期申請の受付期間 終了後随時	資格認定の日(令和7年5月以降)から 令和9年3月31日まで

5 申請書等の作成及び提出方法

- ・ 様式は五泉市ホームページからダウンロードしてご使用ください。
- ※ 様式の記入については、新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領及び新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領を参考にしてください。
- ・ 提出部数：1部（建設工事・建設コンサルタント等業務とも）
A4タテ型ファイルに綴り提出してください。
- ・ 提出方法：持参（令和7年2月28日必着）又は郵送（令和7年2月28日消印有効）
なお、五泉市内に営業所を有しない場合は原則郵送にてご提出ください。

6 申請書等の提出先・問い合わせ先

◎五泉市役所 財政課 管財係

〒959-1692 新潟県五泉市太田1094番地1

TEL：0250-43-3911 FAX：0250-41-0006

- ※ 上下水道局が発注する水道事業・下水道事業の建設工事・建設コンサルタント等業務の入札に参加を希望する場合は別途申請が必要です。五泉市上下水道局様式にて下記担当まで提出してください。

◎上下水道局 お客様係

〒959-1705 新潟県五泉市村松乙130番地1

TEL：0250-58-6653 FAX：0250-58-2139

7 提出書類等（建設工事）

◎:必ず提出, △:該当有れば提出, ×:提出不要

市内業者	県内業者	県外業者	提出書類	留意点等
◎	◎	◎	①建設工事入札参加資格審査申請書 【様式第1号】	※押印不要
△	△	△	②営業所(主たる営業所除く)一覧表 【様式第2号】	・⑩委任状がある場合、提出が必要です ・該当が無い場合は、白紙のまま提出してください ・許可を受けている業種と①の参加希望工種とで整合がとれているか
◎	◎	◎	③建設業許可証明書(写し)又は建設業許可通知書(建設業の許可について(通知))(写し)	・許可から1年経過しているか ・①の参加希望工種の許可があるか
◎	◎	◎	④経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)	・申請日において有効かつ最新のもののか ・審査基準日から1年7カ月以内か ・①の参加希望工種について点数の記載があるか ・雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「有(加入)」か
◎	◎	◎	⑤直前2年の各営業年度における工事施工金額を記載した書面 【様式第3号】	・金額は千円未満切捨て ・①の参加希望工種全ての記載があるか ・施工実績が無かった場合、「0」と記載してください ・様式のうち「2枚目」も作成・添付をお願いします ※経審申請時及び建設業許可申請時の書類でも代用可
×	×	◎	⑥工事経歴書 【様式第4号】(県外業者のみ)	・金額は千円未満切捨て ・①の参加希望工種それぞれの実績の記載があるか ※経審申請時及び建設業許可申請時の書類でも代用可
◎	◎	◎	⑦技術職員数に関する書類 【様式第5号】	※県様式でも代用可
①で「舗装」希望者のみ			⑧舗装機械の所有状況に関する書類 【様式第6号】	①の参加希望工種の「舗」に記入がある場合に提出が必要 ※ただし、機械の所有等が無しの場合には省略可
◎	◎	◎	⑨暴力団等の排除に関する誓約書 【様式第6号の2】	・本店、本社の代表者により作成 ※要押印
△	△	△	⑩委任状(入札・契約権限等を営業所等に委任する場合に提出) (任意の様式)	※受任者名とその押印・委任者名とその押印があるか ※委任した場合に入札参加できる業種は、委任先で建設業許可を受けている業種のみとなります。
「⑩委任状」が有りの場合			⑪建設業許可申請書別紙2(写し)	・委任先の営業所のものか ・許可のある建設業と①の参加希望工種とで整合がとれているか
五泉市に納税義務がある者			⑫-1 五泉市の市税の納税証明書	・申請日前3カ月以内に発行されたもの(写し可)
五泉市に納税義務がない者			⑫-2 新潟県の県税の納税証明書	・申請日前3カ月以内に発行されたもの(写し可)
五泉市及び新潟県に納税義務がない者			⑫-3 法人税又は所得税の納税証明書	・申請日前3カ月以内に発行されたもの(写し可)
◎	◎	◎	⑬消費税及び地方消費税の納税証明書 (未納がない証明)	・申請日前3カ月以内に発行されたもの(写し可)
△	△	△	⑭雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認することができる書類	④で社会保険等の加入等が確認できず、その後に加入した者のみ提出(未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。) 【健康保険・厚生年金保険に加入した場合は次のいずれかの書類を提出すること】 ・申請時直近1カ月分の領収証書(写し) ・社会保険料納入証明書(写し) ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書(写し) 【雇用保険に加入した場合は次のいずれかの書類を提出すること】 ・雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)(写し) ・領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書(写し)
△	△	△	⑮適用除外申告書等 (参考:新潟県要領第16号様式)	④で社会保険等の加入等が確認できず、その後に適用除外となった者のみ提出

8 提出書類等（建設コンサルタント等業務）

◎:必ず提出, △:該当有れば提出

	県内業者	県外業者	提出書類	留意点等
申請書類	◎	◎	①建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書 【第1号様式】	※押印不要
	◎	◎	②入札参加希望業種(部門)一覧 【第2号様式】	
	◎	◎	③入札参加希望業種(部門)実績 【第3号様式】	
	◎	◎	④営業所(主たる営業所除く)一覧表 【第4号様式】	・⑥委任状がある場合、提出が必要です ・該当が無い場合は、白紙のまま提出してください
	◎	◎	⑤暴力団等の排除に関する誓約書 【様式第6号の2】	・本店、本社の代表者により作成 ※要押印
添付書類	④で営業所を記載した場合		⑥委任状(入札・契約権限等を営業所等に委任する場合に提出)(任意の様式)	※受任者名とその押印・委任者名とその押印があるか
	△	△	⑦登録を受けていることを証する書面(写し)	・下表参照
	△	△	⑧営業実績があることを証する書面(写し)	・下表参照
	新潟県に納税義務がある者		⑨新潟県の県税の納税証明書(未納のないことの証明)	・申請日前3カ月以内に発行されたもの(写し可)
	◎	◎	⑩法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書	・申請日前3カ月以内に発行されたもの(写し可)

	入札参加を希望する業務	提出書類	留意点等
登録を受けていることを証する書面	建設コンサルタント業務	現況報告書(財務諸表部分は不要) (記載が無い部門については、登録証明書の写し)	現況報告書は国土交通大臣の確認を受けたものか
	地質調査業務		
	補償コンサルタント業務	登録証明書(写し)	
	測量業務		
	建築設計業務(一級建築設計)	一級建築士事務所の登録証明書(写し)	
	建築設計業務(建築設備設計)	建築設備士の登録証明書(写し)	
	土地家屋調査業務	登録証明書(写し)	
	不動産鑑定評価業務		
営業実績を証する書類	建設コンサルタント業務	部門ごとの契約書及び仕様書 (契約書記載の契約名等から業務内容が明確でない場合には、業務内容が分かる仕様書等も必ず添付してください。)	どの部門のものか分かるよう、付せんやインデックス等を付けてください
	地質調査業務		
	補償コンサルタント業務		
	建築設計業務(建築設備設計)		
書類	調査・試験業務		
	その他の業務		

9 提出書類等（主観点に関するもの）

- ・主観点を加算した格付認定は、建設工事5工種（土木・建築・電気・管・舗装）のみで行われます。
- ・希望者のみ提出。

提出書類	留意点等
協力雇用主としての登録に関する証明書	・令和7年2月3日現在において、協力雇用主として新潟保護観察所に登録されている当該主観点希望者は、新潟保護観察所が発行する協力雇用主としての登録に関する証明書を提出してください。 ・協力雇用主としての登録状況「有」と認められた場合は、主観点を5点付与します。 ・証明書の発行に当たっては、新潟保護観察所のホームページから申請書をダウンロードし、新潟保護観察所に提出してください。
ハッピー・パートナー企業登録証の写し	・令和7年2月3日現在において、新潟県が行う男女共同参画の推進に積極的な企業等としてのハッピー・パートナー企業に登録されている当該主観点希望者は、ハッピー・パートナー企業登録証の写しを提出してください。 ・新潟県ハッピー・パートナー企業登録が「有」と認められた場合は、主観点を5点付与します。パパ・ママ子育て応援プラス認定も受けていた場合は、さらに5点（計10点）を付与します。
・経営事項審査の申請の際に添付した技術職員名簿の写し ・健康保険被保険者証等（性別が確認できる書類）の写し	・経営事項審査の審査基準日現在において、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに基づく主任技術者になる資格を有する女性を雇用している当該主観点希望者は、左記2点の書類を提出してください。 ・女性技術者の雇用状況「有」と認められた場合は、主観点を5点付与します。